

香川地方最低賃金審議会

第3回 香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和6年10月9日 14時15分～16時55分		
開催場所	香川労働局 第一会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金について（金額審議）		
議事要旨	<p>1 金額審議について</p> <p><b>労働者側：第1回提示額 1,098円（57円引上げ）</b>          根拠：現在の最低賃金額1041円に本年の香川県最低賃金の引上げ率5.66%を乗じた金額の少数点以下を切り下げた金額58円から歩み寄りを考えて57円とした。</p> <p><b>労働者側：第2回提示額 1,095円（54円引上げ）</b>          根拠：結審に向けての歩み寄りとして1回目の提示額から3円マイナスして54円とした。</p> <p><b>使用者側：第1回提示額 1,077円（36円引上げ）</b>          根拠：連合香川の集計による香川県内規模300人未満の事業場の賃金引上げ率3.4%を現在の最低賃金額1041円に乗じて少数点以下を切り上げて36円とした。</p> <p><b>使用者側：第2回提示額 1,085円（44円引上げ）</b>          根拠：昨年の改正後の最低賃金額の影響率6.0%と同率の本年の最低賃金に関する基礎調査結果（船舶製造・修理業等）を照らして44円とした。</p> <p>双方とも提示済金額の変更には至らず、採決となった。</p> <p>現行1041円+52円の時間額1093円の公益案に対し、採決の結果、賛成5人、反対3人にて本審への報告書を作成した。</p> <p>第7回香川地方最低賃金審議会において、引き続き審議することとなった。</p>		